

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第15号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成28年香川県規則第33号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定により、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）<u>第19条第1項</u>の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。</p> <p>略</p>	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定により、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）<u>第15条第1項</u>の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。</p> <p>略</p>

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。